

(参考) 2011年度経団連規制改革要望より抜粋

7-(9)	電子帳簿保存の承認要件の緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	電子帳簿保存法
要望の具体的内容	<p>電子帳簿保存法に定める「一貫性」「相互関連性」「見読可能性」「検索機能」等は、紙帳簿では具体的に求められていない要件である。紙による保存よりも過度に厳格となっているこれらの要件を見直すべきである。</p> <p>電子帳簿保存により、企業サイドのみならず、当局の事務効率化も図るよう、紙による保存よりも、電子的保存を促進する観点で法を見直すべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>電子帳簿保存法では、会計システムや関連業務システムにおける明細データを電磁的に記録し保持すること、会計関連データの訂正・加除履歴の保持や検索性を確保することなど、電子帳簿保存法の承認を受ける要件が過度に厳格で、コストを伴うものとなっており、企業の税務関係書類の電子化が阻害されている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国税庁